

## 介護保険制度改革概要

### 主な改革概要

- ・制度持続のために軽度者（要支援 1・2）利用者を介護保険から外す
- ・今の応益負担から応能負担に移す

#### ■予防給付の見直し

要支援者に対する介護予防給付は新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行する。

#### ■利用者負担等の見直し

一定以上の所得のある利用者負担は、引き上げる方向へ。

#### ■施設の補足給付

補足給付に当たっては資産（ストック）も勘案すべきである。

また、低所得と認定する所得や世帯のとらえ方について、遺族年金等の非課税年金や世帯分離された配偶者の所得等を勘案するよう見直す。

#### ■特別養護老人ホーム

中重度者に重点化する。

#### ■デイサービス

重度化予防に効果のある給付への重点化する。

#### ■低所得者対策

軽度の要介護者を含めた低所得の高齢者の住まいの確保を推進する。

#### ■保険料

低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担増を抑制する。

#### ■低所得者の第1号保険料

基準額に乗ることにより負担を軽減している割合を更に引き下げ、軽減措置を拡充する。

#### ■第2号被保険者の加入する医療保険者が負担する介護納付金

負担の公平化の観点から、被用者保険について、

被保険者の総報酬額に応じたものとしていくべきであるが、後期高齢者支援金の全面総報酬割の状況も踏まえつつ検討する。

■介護保険料の負担をできるだけ適正な範囲に抑えつつ、介護保険制度の持続可能性をえるため、引き続き、介護サービスの効率化・重点化に取り組む。

## 考察

### 【総括】

- ・今回の会議では以前から噂されていた要支援者を介護保険制度から外すという事が現実になってきた。これに対する要支援者及びその家族への理解は得られたのか。介護保険から要支援者を外すことにより介護保険制度を財政的に守ろうという企みが見え見え。厚労省の一方向的な都合による改正にしか思えてならない。
- ・要支援者に対するサービスは地域包括支援事業に移行すると言っているが、市町村レベルでも要支援を受け入れるサービスの法整備がされていないことは確か。介護保険制度に代わる制度はどうなっているのか？国はすべての高齢者支援の為のサービスを構築する責任があるのでは？

### 【サービス提供事業所について】

- ・要支援者を介護保険制度から外すという事であれば、予防サービスを提供している事業所の収入についてはどうなるのか？メディアから噂でサービスを提供する事業所から心配の声が多数挙がっている。そのことに対し、政府はきちんとサービス提供事業所に理解を得ているのか。
- ・現在、要支援者は介護保険サービス利用者の中で急増している。また軽度（要支援1～要介護2）はサービス利用者の中で62%を占めているとの統計結果が出ている。事業所の中には要支援者を対象にした事業所もある。もし、収入面に対し、都道府県によりばらつきがあるなら、サービス提供事業所自体、赤字に陥り、閉鎖に追い込まれることも十分考えられる。そういったケースも考え、政府は事業所に対して十分なサポートを提供しなければいけない。

### 【地域包括支援センター】

- ・現在の業務かさらに混乱が起こることが十分考えられる。ただでさえ、ケアマネは激務だと言われているが、今回の改正が現実のものとなれば、さらに混乱をきたすことは明白。介護保険制度の他に地域包括支援事業の制度について理解しておく必要がある。
- ・また事業収入について増加することは見込まれるが、政府はそれに見合った待遇を考案してほしいと思う。

### 【利用者およびその家族】

- ・今回の議会の案件からは利用者の声が全く聞こえてこない。利用者からの声を一方的に無視したものと言えない。今回の事案が現実のものとなれば市区町村レベルでサービスの質に差が出来、またサービス料金にも差が出てくるのではないかという懸念の声が聞こえてくることは明白。政府は、利用者にチキンとした説明責任が求められる。